

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 21 日 (火) 第3298号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 鹿児島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (※)
(農地整備課取扱い) 1

告 示

- 鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱 (※)
(環境林務課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除 (2件) (森づくり推進課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援
医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 3
- 漁船保険付保義務発生 (10件) (水産振興課取扱い) 3
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定 (水産振興課取扱い) 4
- 基本測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 5
- 公共測量の終了 (3件) (監理課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (5件) (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (4件) (道路維持課取扱い) 6
- 道路の位置指定 (2件) (始良・伊佐地域振興局取扱い) 8
(大隅地域振興局取扱い) 8

教 育 委 員 会 規 則

- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 9
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(教職員課取扱い) 10

教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定の解除 (文化財課取扱い) 11

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則 (※) (警務課取扱い) 11
- 鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (※) (交通規制課取扱い) 12

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 13

正 誤

- 鹿児島県公報第3289号 (平成29年 2 月 17 日 付) の一部訂正 (都市計画課取扱い) 13

規 則

鹿児島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 5 号

鹿児島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿児島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例施行規則（昭和37年鹿児島県規則第27号）
の一部を次のように改正する。

第1条の2中「もの」の次に「（土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同条各号を次のように改める。

- (1) 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）に基づく農業農村基盤整備事業
- (2) 農業競争力強化基盤整備事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知）に基づく農地整備事業及び水利施設整備事業
- (3) 農村地域防災減災事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知）に基づく整備事業
- (4) 農山漁村振興交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2325号農林水産事務次官依命通知）に基づく交付金対象事業（農山漁村活性化整備対策に関する事業に限る。）

別記第2号様式別記第3(4)中「第66条第2項」を「第38条第4項」に改め、「土地改良法」の次に「（昭和24年法律第195号）」を加え、同様式別記第3(5)中「（昭和39年法律第170号）第66条第2項」を「第38条第4項」に改め、「（昭和39年法律第167号）」を削り、同様式〔注〕中「前項」を「前条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第309号

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。
平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱
鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和54年鹿児島県告示第1532号の5）の
一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同号イを削り、同号ウ中「第4条第5号」を「第4条第2号」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削り、同項第2号イを削り、同号ウ中「第4条第5号」を「第4条第2号」に改め、同号ウを同号イとし、同号エを削る。

第3条第1項中「、同条第2号の素材生産合理化資金、同条第3号の製品流通合理化資金又は同条第4号の構造改革促進資金」を削り、同条第2項中「次条第5号」を「次条第2号」に改め、「又は同条第6号の経営高度化促進資金」を削り、同条第3項中「次条第7号」を「次条第3号」に改める。

第4条中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を削り、第7号を第3号とする。

第5条の2を削る。

第8条第1号ア中「から第4号まで」を削り、同号イ中「第4条第5号又は第6号」を「第4条第2号」に改め、同号ウ中「第4条第7号」を「第4条第3号」に改める。

別表1の項第3号中「間伐等に係る製品」を「間伐材等に係る製品」に改め、同表中2の項から4の項までを削り、5の項を2の項とし、6の項を削り、7の項を3の項とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第1号ア及び別表1の項第3号の改正規定は、同年3月21日から施行する。

鹿児島県告示第310号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定

を解除する。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
薩摩川内市里町里字宮ノ前4135番2・字塩屋ノ元4208番・4209番4・4209番5（以上4筆
について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第311号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除に係る保安林の所在場所
薩摩川内市里町里字宮ノ前4135番2・字塩屋ノ元4208番・4209番4・4209番5（以上4筆
について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第312号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

病院又は診療所		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
厚地脳神経外科・放射線科 クリニック	鹿児島市照国町13番37号	平成29年 2月28日	精神通院医療

鹿児島県告示第313号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、阿久根加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第314号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、串木野加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第315号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、島平加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第316号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、市来加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第317号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、坊泊加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第318号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、枕崎加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第319号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、山川加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第320号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、谷山加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第321号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、佐多加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第322号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、名瀬加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第323号

西之表市住吉1734番地1 追立昭政及び西之表市住吉3196番地 原川抑からなされた次の区

域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 西之表市住吉区域（西之表市大字住吉の地区）
- 2 区分 主として一本釣り漁業を営む漁業又はきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成28年 9 月 20 日鹿児島県告示第887号で告示した基本測量の実施は，平成29年 3 月 3 日終了した旨の通知があった。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第325号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により，国土地理院長から平成28年 11 月 4 日鹿児島県告示第971号で告示した基本測量の実施は，平成29年 3 月 7 日終了した旨の通知があった。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成28年 10 月 14 日鹿児島県告示第932号で告示した公共測量の実施は，平成29年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第327号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，始良・伊佐地域振興局長から平成28年 7 月 29 日鹿児島県告示第745号で告示した公共測量の実施は，平成29年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第328号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長から平成28年 11 月 4 日鹿児島県告示第973号で告示した公共測量の実施は，平成29年 2 月 28 日終了した旨の通知があった。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第329号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，平成29年 3 月 21 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 21 日

		鹿児島県知事		三反園訓	
道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉高須線	鹿屋市浜田町1466番3地先から1393番1地先まで	前	5.4~10.5	641.6
			後	10.5~42.7	618.4

鹿児島県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

		鹿児島県知事		三反園訓	
道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	日置市東市来町南神之川字諏訪田6番1地先から同市東市来町神之川字上ノ薮165番3地先まで	前	10.3~26.3	360.6
			前	11.6~24.9	363.4
			後	10.7~24.9	363.4

鹿児島県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

		鹿児島県知事		三反園訓	
道路の種類	路線名	供用開始の区間		供用開始の期日	
国道	270号	日置市東市来町南神之川字諏訪田6番1地先から同市東市来町神之川字上ノ薮165番3地先まで		平成29年3月21日	

鹿児島県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

		鹿児島県知事		三反園訓	
道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市春山町181番3地先から175番4地先まで	前	15.4~17.0	10.0
			後	15.5~18.5	10.0

鹿児島県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 3 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	永吉入佐鹿児島線	鹿児島市春山町181番3地先から175番4地先まで	平成29年 3月21日

鹿児島県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 3 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	伊集院蒲生溝辺線	霧島市溝辺町有川字有川原3239番1地先から同市溝辺町麓字北麓原5768番1地先まで	前	8.0～45.2	7,502.0
			前	11.8～102.5	3,238.0
			後	11.8～102.5	3,238.0

鹿児島県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年 3 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊集院蒲生溝辺線	霧島市溝辺町有川字有川原3239番1地先から同市溝辺町麓字西原3759番7地先まで	平成29年 3月21日
		霧島市溝辺町麓字宮ノ上4217番3地先から4191番12地先まで	
		霧島市溝辺町麓字横大道2542番1地先から同市溝辺町麓字北麓原5768番1地先まで	

鹿児島県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 3 月 21 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	隼人加治木線	霧島市溝辺町麓字北麓原 5751番1地先から5768番1 地先まで	前	11.2～17.2	315.1
			後	11.2～17.2	315.1
			後	14.9～38.5	242.0

鹿児島県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月21日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	隼人加治木線	霧島市溝辺町麓字北麓原5751番1地先から5768番1地先まで	平成29年3月21日

始良・伊佐地域振興局告示第10号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年3月21日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年3月6日	鹿児島市東開町13番7号 丸和建设株式会社 代表取締役 和田康伸	始良市東餅田字下大門口 890番2	85.57	6.01～6.55

大隅地域振興局告示第10号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年3月21日

大隅地域振興局長 酒匂司

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年3月10日	曾於市大隅町岩川7328番地1 有限会社三和運輸 代表取締役 神宮司明	曾於市大隅町岩川字渡迫 6273番4	34.75	4.48

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第2号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年鹿児島県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条」の次に「、第18条の5」を加える。

第6条第1号から第3号までの規定中「の教員」を「教諭免許状の場合」に改め、同条第4号中「教員で」を「教員の」に改め、同条第5号中「教員」を「教諭免許状の場合」に改め、同条第6号中「教諭」の次に「免許状の場合」を加える。

第7条の見出し中「第11条」の次に「第1項」を加え、同条中「第11条」の次に「第1項」を加え、同条第1号から第3号までの規定中「の教員で」を「教諭の」に改め、同条第4号中「教員」の次に「の免許状」を加える。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（免許法施行規則第18条の2の表備考第4号及び第18条の5による場合の単位の修得区分）
第7条の3 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号及び第18条の5の規定により免許状の授与を受けようとする場合の単位の修得区分は、次の各号の定めるところによる。

(1) 小学校教諭普通免許状を有する者が幼稚園教諭2種免許状の授与を受けようとする場合

在 職 年 数	教 職 に 関 する 科 目		最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目		
	保 育 内 容 の 指 導 法		
1	3		3

(2) 幼稚園教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合

在 職 年 数	教 職 に 関 する 科 目			最低修得 単 位 数
	教育課程及び指導法に関する科目		生徒指導、教育相談及び 進路指導等に関する科目	
	各教科の指導法	道徳の指導法		
1	8	1	1	10
2	5	1	1	7

備考

各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭及び体育のうち単位数が8の場合は4以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、単位数が5の場合は3以上の教科の指導法のうち2以上についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

(3) 中学校教諭普通免許状を有する者が小学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合

在 職 年 数	教 職 に 関 する 科 目		最低修得 単 位 数
	教育課程及び指導法に関する科目		
	各 教 科 の 指 導 法		
1	8		9
2	5		6

備考

各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（所有免許教科に相当する教科を除く。）のうち単位数が8の場合は4以上の教科の指導法についてそれぞれ2単位以上を、単位数が5の場合は3以上の教科の指導法のうち2以上についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。

(4) 小学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合

在 職 年 数	教科に関 する科目	教 職 に 関 す る 科 目		最 低 修 得 単 位 数
		教育課程及び指導法に 関 する 科 目	生徒指導, 教育相談及び 進路指導等に関する科目	
		各 教 科 の 指 導 法		
1	8	2	1	11
2	6	1	1	8
3	5	1	1	7

備考
教科に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第1号の規定によるが、単位数が科目数に満たない場合は、単位数分の任意の科目についてそれぞれ修得するものとする。

(5) 高等学校教諭普通免許状を有する者が中学校教諭2種免許状の授与を受けようとする場合

在 職 年 数	教 職 に 関 す る 科 目			教科又は 教職に関 する科目	最低修得 単 位 数
	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導, 教育相 談及び進路指導等 に関する科目			
	各教科の指導法	道徳の指導法			
1	1	1	1	3	6
2	1	1	1	2	5

備考
教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号の規定によるが、教科に関する科目の単位数が科目数に満たない場合は、単位数分の任意の科目についてそれぞれ修得するものとする。

(6) 中学校教諭普通免許状(2種免許状を除く。)を有する者が高等学校教諭1種免許状の授与を受けようとする場合

在 職 年 数	教 職 に 関 す る 科 目		教科又は 教職に関 する科目	最低修得 単 位 数
	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導, 教育相 談及び進路指導等 に関する科目		
	各 教 科 の 指 導 法			
1	2	1	6	9
2	1	1	4	6

備考
教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第18条の2の表備考第3号の規定によるが、教科に関する科目の単位数が科目数に満たない場合は、単位数分の任意の科目についてそれぞれ修得するものとする。

第9条第1項中「前5条」を「第6条から前条まで」に改め、同条第2項中「前5条」を「第6条から前条まで(第7条の3を除く。)」に改め、同条第4項中「前5条」を「第6条から前条まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第3号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則(昭和46年鹿児島県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

薩摩川内市	山田小学校 藤川小学校	を
薩摩郡さつま町	求名小学校 永野小学校	

」

薩摩郡さつま町	求名小学校 永野小学校	に、
---------	----------------	----

」

「川床小学校
田尻小学校
城川内小学校」を「川床小学校
城川内小学校」に、
「羽月北小学校
羽月西小学校」を「羽月西小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第1号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第26条第5項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定無形民俗文化財の指定は、平成29年3月3日付けで解除されたものとなるので、同条第7項の規定に基づき告示する。

平成29年3月21日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

無形民俗文化財

名 称	所 在 地	保 護 団 体	指 定 告 示
三島村硫黄島の八朔太鼓踊り	鹿児島郡三島村硫黄島	三島村硫黄島の八朔太鼓踊り保存会	平成元年3月22日 教育委員会告示第1号
十島村悪石島の盆踊り	鹿児島郡十島村悪石島	悪石島の盆踊り保存会	平成元年3月22日 教育委員会告示第1号

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第17号

鹿児島県地方警察職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成2年鹿児島県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

題名中「鹿児島県地方警察職員の」の次に「扶養手当、」を加える。

第1条中「」の」の次に「扶養手当、」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（扶養手当の行政職給料表の8級の職員に相当する職員）

第1条の2 条例第10条第1項の規定により県職員の例によることとされている扶養手当の支給について、公安職給料表の適用を受ける職員であって、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当する職員として定めるものは、その職務の級が9級であるものとする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

鹿児島県公安委員会規則第18号

鹿児島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鹿児島県道路交通法施行細則（昭和53年鹿児島県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 一般国道226号の項の次に次のように加える。

一般国道267号	薩摩川内市大小路町字原口2693番 2 から同市東郷町斧淵字上鶴田8127番まで
----------	--

別表第 4 一般国道269号の項の次に次のように加える。

一般国道270号	日置市吹上町中原字野町2927番 1 からいちき串木野市大里字迫田前6195番 5 まで
----------	--

別表第 4 主要地方道指宿鹿児島インター線の項の次に次のように加える。

主要地方道鹿児島加世田線	鹿児島市上福元町字高尾原6917番 1 から同市下福元町字苞落12385番 1 まで
主要地方道谷山伊作線	鹿児島市下福元町字苞落12385番 1 から日置市吹上町中原字野町2927番 1 まで

別表第 4 中

主要地方道麓重富停車場線	鹿児島市西佐多町52番から始良市大字平松字前田1130番まで
主要地方道志布志福山線	志布志市志布志町志布志二丁目2772番 4 地先から霧島市福山町福山字樗木段5130番70地先まで
主要地方道垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字黒房5212番 4 地先から5188番 9 地先まで
一般県道飯野松山都城線	志布志市有明町伊崎田字字尾5602番 4 地先から曾於市末吉町南之郷字黒房5212番 4 地先まで
一般県道飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字黒房5188番 9 地先から同市末吉町南之郷字中崎1487番地 1 地先まで
一般県道郡元鹿児島港線	鹿児島市御本町 5 番 5 地先から同市南栄五丁目10番41地先まで
一般県道玉取迫鹿児島港線	鹿児島市上福元町玉取迫7233番 1 地先から同市和田町字川路726番 8 地先まで
一般県道玉取迫鹿児島港線	鹿児島市和田町字川路726番 8 地先から同市南栄六丁目 1 番 3 地先まで
一般県道鹿児島停車場線	鹿児島市易居町 9 番34地先から同市浜町 1 番 7 地先まで
一般県道志布志港線	志布志市志布志町帖字向川原6617番18地先から6617番44地先まで
一般県道鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町笠之原 I C から鹿屋市東原町東原 I C まで
一般県道鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町東原 I C から鹿屋市串良町細山田鹿屋串良 J C T まで
鹿児島県主要県道39号串木野樋脇線	いちき串木野市大原町128番地先から同市上名字瀬城作5050番 4 地先まで

を

主要地方道串木	いちき串木野市大原町128番地先から同市上名字瀬城作
---------	----------------------------

野樋脇線	5050番 4 地先まで
主要地方道麓重富停車場線	鹿児島市西佐多町52番から姶良市大字平松字前田1130番まで
主要地方道志布志福山線	志布志市志布志町志布志二丁目2772番 4 地先から霧島市福山町福山字樗木段5130番70地先まで
主要地方道垂水南之郷線	曾於市末吉町南之郷字黒房5212番 4 地先から5188番 9 地先まで
一般県道飯野松山都城線	志布志市有明町伊崎田字字尾5602番 4 地先から曾於市末吉町南之郷字黒房5212番 4 地先まで
一般県道飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字黒房5188番 9 地先から同市末吉町南之郷字中崎1487番地 1 地先まで
一般県道鹿児島停車場線	鹿児島市易居町 9 番34地先から同市浜町 1 番 7 地先まで
一般県道郡元鹿児島港線	鹿児島市卸本町 5 番 5 地先から同市南栄五丁目10番41地先まで
一般県道玉取迫鹿児島港線	鹿児島市上福元町玉取迫7233番 1 地先から同市南栄六丁目 1 番 3 地先まで
一般県道京泊草道線	薩摩川内市港町字内山347番 3 から同市水引町字外間瀬田3185番 1 まで
一般県道志布志港線	志布志市志布志町帖字向川原6617番18地先から6617番44地先まで
一般県道鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町笠之原 I C から鹿屋市東原町東原 I C まで
一般県道鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町東原 I C から鹿屋市串良町細山田鹿屋串良 J C T まで

に 改 め

る。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第32号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 3 月 21 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRデッドオアアライブエクストリームKZ	株式会社大一商会	7P0079
ぱちんこ遊技機	CRテレサ・テン2NG-E	株式会社大一商会	7P0107
ぱちんこ遊技機	CRテレサ・テン2NG-J	株式会社大一商会	7P0141
回胴式遊技機	悪魔城ドラキュラL o S / KD	K P E 株式会社	6S1716
回胴式遊技機	パチスロアベンジャーズKB	京楽産業. 株式会社	7S0015

正 誤

平成29年 2 月 17 日付け鹿児島県公報第3289号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
7	下から10行目及び 8行目	大字	(削る。)